

下水道財政のあり方に関する研究会開催要綱

総務省自治財政局準公営企業室

1 目的

我が国の公共下水道・集落排水・浄化槽等については、汚水処理人口普及率が全国平均で 90.4%となり（H28 年度末現在）、汚水処理施設の未普及地域が残っていると同時に、新規整備から維持・更新の段階に入る地域もあり、それぞれの地域に合った適切な対策が求められている。また、その経営状況に関して、人口規模や地理的・自然的条件により地域差もある中、今後、全国的に、人口減少等による使用料収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれ、経営環境が厳しさを増すと考えられる。

総務省では、これまで、平成 26 年に設置された「下水道財政のあり方に関する研究会」において効率的な経営に資する下水道財政のあり方について調査検討を行うとともに、経営改革の推進に取り組んできたところである。

今後、人口減少や施設の老朽化等の本格化を見据えると、地域ごとの経営上の課題分析と将来収支見通しを的確に行い、各自治体における経営努力を推進する方策及び、それを前提とした今後の持続的な経営に向けた取組について検討することが求められている。

こうした点について、学識経験者や地方自治体関係者など、専門的かつ優れた識見を有する者に意見を伺いつつ検討を行うため、本研究会を開催するものである。

2 名称

本研究会は、「下水道財政のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3 研究テーマ

公共下水道・集落排水・浄化槽等を運営する下水道事業における今後の持続的な経営に向けた取組 等

4 構成員

別紙構成員名簿のとおりとする。

5 スケジュール

平成 30 年 2 月から開催する。

6 運営

- ① 研究会に、座長 1 人を置く。座長は、研究会を招集し、主宰する。
- ② 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- ③ 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- ④ 研究会は非公開とするが、研究会終了後、配付資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- ⑤ 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

7 庶務

研究会の庶務は、総務省自治財政局準公営企業室が行う。

下水道財政のあり方に関する研究会 構成員名簿

【座長】

小西 砂千夫 関西学院大学大学院 経済学研究科・人間福祉学部 教授

【構成員】

足立 泰美 甲南大学 経済学部 准教授

飯島 淳子 東北大学 法学部 教授

飯島 俊彦 横須賀市 上下水道局経営部 経営計画課長

宇野 二郎 札幌大学 地域共創学群 教授

金崎 健太郎 関西学院大学 法学部 教授

齊藤 由里恵 椙山女学園大学 現代マネジメント学部 准教授

塩井 一仁 珠洲市 生活環境課長

田口 秀男 秋田県 建設部 下水道課長

【オブザーバー】

加藤 裕之 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 下水道事業課長

清野 哲生 農林水産省 農村振興局整備部 地域整備課長

松田 尚之 環境省 環境再生・資源循環局 浄化槽推進室長

(敬称略、構成員・オブザーバーは五十音順)